

○総務省告示第二百十三号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第十四条の三第一項第二号口の規定に基づき、同条に規定する総務大臣が別に告示する国際的な標準を次のように定め、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和四年法律第七十号）の施行の日（令和五年六月十六日）から施行する。

令和五年六月二日

総務大臣 松本 剛明

電気通信事業法施行規則第十四条の三第一項第二号口に規定する国際的な標準は、国際電気通信連合標準化部門の勧告に定める規格のうち、次のいずれかとする。

- 一 ITU-T J. 222
- 二 ITU-T J. 224
- 三 ITU-T J. 225